

国民の皆様の声・集計報告票

平成22年6月19日～6月25日受付分

担当部

企画調整部企画課 国民の皆様の声担当
(03-3506-9600)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	件	7件	件	件	1件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	制度に関する提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応の方向
1	菅内閣になって、国家公務員の独立行政法人などへの現役出向を容認するような動きがありますが、貴機構においては、事業仕分けの意見をふまえ、着実に現役出向の削減を行っていただきたいと思えます。	事業仕分けにおける指摘事項につきまして、今後、厚生労働省等とも連携しつつ、取り組んでいきたいと考えております。
2	特定C型肝炎の給付金を受けるにはどうすればよいか。小さい時に手術をした際に特定フィブリノゲン製剤等が使われた可能性もあるが、何が原因で感染したのか不明である。「救済」と謳っているのであれば、感染原因がわからなくてもC型肝炎であるという事実だけで救済してほしい。	特定C型肝炎の救済制度の概要及び給付金の支払について説明しました。また当制度の内容についてのご意見先として、厚生労働省のフリーダイヤルをご案内しました。
3	治療薬として薬を30日分処方された。薬局からアルミ包装されたものを渡されると思ったが、アルミ包装のほかにアルミ包装が開封された薬が渡された。開封されていない薬と引き替えて欲しいと頼んだが、受け入れてもらえなかった。	未使用の製品は、光を避けるためにアルミ包装内に保管することについて説明し、開封された薬から順に使用したほうがよいことを説明しました。
4	人工呼吸器を装着し自宅で療養している。痰を吸引するためのガーゼやカテーテルの滅菌に必要な消毒薬は保険がきかない。厚生労働省や自治体、社会保険広域連合に相談したが解決できなかった。診療報酬に関する相談はどこにすればよいのか。	診療報酬についての相談はPMDAの管轄外であることを理解いただくとともに、担当の県事務所を紹介しました。
5	市販薬を使用した子供が皮膚炎を起こし、受診中である。製品には副作用に関する詳しい記載がなく、また、添付文書にも「皮膚炎」の記載がなかった。その旨をメーカーに問い合わせたところ、添付文書は厚生労働省からの指示に基づき記載しているといわれた。また、副作用救済制度のことを知り相談窓口で電話したが、救済できないという。納得がいかない。	副作用被害救済制度について説明を行い、入院相当の健康被害を被った場合に対象となることを説明しました。また、一般用医薬品の添付文書については平易な言葉で記載することになっており、その医薬品の添付文書(皮膚炎は「かぶれ」と記載)を紹介しました。併せて医薬品PLセンターを紹介しました。
6	子宮頸がん予防のパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種が自治体の公費負担でまかなわれると聞いた。このワクチンのアジュバントは動物の避妊薬として開発されたようであり、娘が不妊症になるのではないかと不安。また、このワクチンは発売されて何年も経たないが、子宮頸がんの好発年齢まで効果が続く保証はないのではないか。無意味で高額なワクチンを公費負担する意味はあるのか。	公費負担についてはPMDAの管轄外であることを理解いただくとともに、HPVワクチンの安全性と有効性について説明しました。貴重なご意見として厚生労働省に伝えました。
7	体験場販売で電位治療器を体験した。認められていない効能効果をうたい、洗脳させるような方法で医療機器を販売している。これは問題であり、取り締まって欲しい。	医療機器販売企業の取り締まりはPMDAの管轄外であることを理解いただくとともに、医療機器の広告・表示等の調査、指導を行う都道府県の薬務課を紹介しました。